

# 岐阜県公報

第千八百八十五号  
平成十九年十月五日

(金曜日)

## 目次

### 告示

救急医療施設の委嘱

道路の供用開始

中津川市の区域内の字の区域変更

保安林の指定予定

### 公示

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

公共測量の実施

(医療整備課) 七一〇

(道路維持課) 七一〇

(東濃振興局恵那事務所) 七二二

(郡上農林事務所) 七二二

(建設政策課) 七二三

(用地課) 七二四

## 告示

岐阜県告示第五百七十一号

次の医療機関を救急医療施設として委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成十九年十月五日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名	所在地	委嘱年月日	有効期限
郡上市地域医療センター   国保和良診療所	郡上市和良町沢八八二	平成一九・八一	平成三三・七三
吉田 外科 内科	岐阜市西野町六丁目四番地	平成一九・九一	平成三三・八三
大垣 中央 病院	大垣市見取町四丁目一番地	同	同
中津川 市民 病院	中津川市駒場一五二番地の一	同	同

岐阜県告示第五百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	岐卓線	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	岐阜県道 岐阜市官公有無番地先(岐阜市橋本町二丁目一〇番一)から 同市橋本町二丁目七番地先まで		二六三・〇	平成 一九〇・五	平成 一九〇・二六

岐阜県告示第五百七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、中津川市の区域内の字の区域を変更した旨中津川市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
字 福 田	字坂本の一部
字 坂 本	字福田の一部

この処分は、中津川市営土地改良事業(福田地区)に係る換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 掲示場

恵那総合庁舎及び中津川市役所

二 掲示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間

平成十九年十月五日から  
同 年十月二十六日まで

岐阜県告示第五百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、中津川市の区域内の字の区域を変更した旨中津川市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
下野字 打越	下野字西本郷の一部
下野字西本郷	下野字打越の一部、下野字下本郷の一部

この処分は、県営土地改良事業(恵北地区本郷工区)に係る換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年十月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 掲示場

恵那総合庁舎及び中津川市役所

二 掲示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間

平成十九年十月五日から  
同 年十月二十六日まで

岐阜県告示第五百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次

の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年十月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市和良町鹿倉字ヲ、ツキ一七六九の二から一七六九の四まで、一七六九の一八から一七六九の二三まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、郡上市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一)「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 示

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十月五日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成十九年六月一日	株式会社大協建設	代表取締役 白木 幸明	岐阜市祈年町一〇丁目四五番地	般十七一〇一四九六	建築一式工事業
平成十九年七月二十日	岸建設工業株式会社	代表取締役 岸 幸市	関市川間町三〇番地	般十八一三九六六	建築一式及び土木・コンクリート工事業
平成十九年七月二十四日	株式会社ゼンコーボレイション	代表取締役 加藤 善一	高山市越後町一―二六番地	般十五八五〇二〇四	建築一式工事業
平成十九年七月二十六日	河村工務店	河村 勉	安八郡安八町南今ヶ淵四八五四	般十四五三三四	建築一式、大工及び内装仕上工事業
平成十九年七月三十一日	山都建設株式会社	代表取締役 長瀬 捨夫	高山市花岡町三丁目一番地の一	般十九二〇四二	土木一式、及び土木・コンクリート、造園及び水道施設工事業
平成十九年八月二日	有限会社下園建設	代表取締役 下園 卓生	岐阜市粟野西六丁目二五六	般十八七二二九	建築一式工事業
平成十九年八月二日	則武業務店	則武 讓	岐阜市柳津町下佐波三丁目二二八番地	般十六一〇一四二五	左官及びタイル・れんが・ブロック工事業
平成十九年八月三日	海老塗装店	海老 孝次	安八郡安八町善光二二七	般十四一六六二二	塗装工事業
平成十九年八月三日	荒木鉄工所	荒木 俊則	飛騨市古川町杉崎二二四一	般十七五〇一〇〇	鋼構造物工事業

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により笠松町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

笠松町

二 作業種類

公共測量（都市計画図作成）

三 作業期間

平成十九年九月十三日から

平成二十年一月三十一日まで

四 作業地域

笠松町全地域

平成十九年十月五日印刷  
平成十九年十月五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む））